

○佐賀市債権管理条例

令和2年3月24日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、その管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係るもの及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金（以下「市税」という。）に係るものをいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、市税及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分できるものをいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外のものをいう。
- (6) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

(法令等との関係)

第3条 市の債権の管理については、法令、他の条例又は規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者（以下「市長等」という。）は、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより台帳を整備しなければならない。ただし、証明書の発行に係る手数料その他債権の性質上市長等が特に必要がないと認める債権については、この限りでない。

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制徴収公債権の滞納処分等)

第7条 市長等は、滞納処分その他強制徴収公債権の保全及び取立てに関し必要な措置については、法令等の定めるところにより行わなければならない。

(非強制徴収債権の強制執行等)

第8条 市長等は、非強制徴収債権に係る督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の2の規定による強制執行等の措置をとらなければならない。ただし、令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとる場合又は令第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 非強制徴収債権の履行期限の繰上げ、債権の申出、徴収停止、履行延期の特約、免除等については、法令等の定めるところによる。

(債権の放棄)

第9条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等（既に発生した履行の遅延に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。）を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

(2) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合又は相続人のあることが明らかでない場合において、その相続財産の価額が、強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、完全に履行されていない場合において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(4) 令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当

該徴収停止をした日から規則で定める相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(5) 債務者が失踪、所在不明その他これらに準じる事情にある場合において、当該非強制徴収債権を回収できる見込みがないとき。

(6) 当該非強制徴収債権が私債権であり、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

(情報の利用等)

第10条 市長等は、市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の定めるところにより、その保有する債務者に関する情報を、保有するに当たって特定された利用の目的以外の目的のために利用し、又は相互に提供することができる。

2 市長等は、前項の規定により提供された情報を当該事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により提供された情報を当該事務に利用するときは、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(佐賀市水道事業給水条例の一部改正)

2 佐賀市水道事業給水条例（平成17年佐賀市条例第239号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略